

市川三郷町地域おこし協力隊支援機関事業者 募集要項

1 趣旨

市川三郷町では、これまでも地域おこし協力隊制度を活用し、町外からの貴重な人材の力により町の課題解決を図るとともに、その後の定住に向けた取組を行ってきました。町では今後も地域おこし協力隊制度を「地域活性化」と「移住・定住」の両面を促進するための有効な手段として活用し、町の課題解決と移住・定住を促進することとしています。

地域おこし活動に隊員と共同で取り組む意欲のある企業や団体等（以下「支援機関」という。）の応募条件を新たに定め、町と民間事業者が連携し、協力隊着任後のスムーズな活動や任期終了後を見据えた活動の実施による町の課題解決に向けた取組を強化することとしました。

なお、今回は令和9年度以降に活動を開始する隊員の受入れを想定したものとなります。

2 応募要件

支援機関への応募に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 町内に本店、支店、営業所、活動拠点を置く法人又は町内に住所を置く個人事業主であること。

なお、応募時点で(1)の要件を満たしていない場合は、隊員の募集開始時までに要件を満たすことを条件として、応募要件を満たしているものとみなします。

(2) 隊員を、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、町の課題解決のための新たな取組や挑戦のために必要な「担い手候補者」と捉えて活動を支援すること。

(3) 隊員の活動内容、研修内容に責任を持ち、隊員に対して必要な技術や知識を提供する意志を有していること。

(4) 隊員の町内での生活を支援するための対策を講ずること。

(5) 隊員の任期終了後、雇用や独立の支援など、サポートを継続する意志を有していること。

(6) 町税を滞納していないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと。

(10) 政治活動団体及び宗教活動団体でないこと。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

3 隊員活動の条件

- (1) 隊員の活動は原則として1日あたり7時間45分以内とし、活動日数は1ヵ月あたり20日とする。
- (2) 隊員に行わせる活動については「地域住民と連携・協力して取り組む活動」「地域力の維持・強化に直接資する活動」「公益性を有する活動」とする。

次の活動は、地域おこし協力隊推進要綱に定める「地域協力活動」から外れるため、隊員に従事させることはできないこととする。

- ① 秘書、人事・給与、会計、庶務等の内部管理業務が主たる活動となるもの
- ② 研修機関における研修の受講等が主たる活動となるもの
- ③ 法令上定数が定まっている事業（保育所、介護施設、学校等）において定数の範囲内で人員を配置するもの
- ④ 株式会社等の収益を伴う事業に従事する活動（ただし、地域住民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として、地域の理解を得た上で、町が認めた事業に従事する場合を除く。）

4 支援機関委託型の仕組み

(1) 支援機関・隊員・町の関係

- ア 支援機関は隊員の活動支援と自立のための育成をする。
- イ 支援機関と町は、委託契約を締結する。
- ウ 町は、隊員を委嘱する。

(2) 支援機関・隊員・町のそれぞれの役割

ア 支援機関

- (a) 隊員の活動支援と自立のための育成をすること。
- (b) 隊員と共同で活動計画書及び活動費使用計画書を作成し、年度始めに町に提出すること。
- (c) 隊員を単なる補充人材ではなく「担い手候補者」として従事させるとともに、隊員に対して必要な知識や技術を提供すること。
- (d) 消耗品費や旅費などの活動費を支出して隊員の活動に必要な環境を整備すること。
- (e) 隊員が作成した地域おこし協力隊活動日誌を確認すること。
- (f) 隊員と共同で活動費使用実績報告書を作成し、毎月町に提出すること。
- (g) 隊員と地域との交流を支援すること。
- (h) 隊員の任期終了後の定住・定着を支援すること。

イ 隊員

- (a) 支援機関と共同で活動計画書及び活動費使用計画書を作成すること。
- (b) 活動計画書に基づいて、支援機関が提案した地域おこし活動に従事すること。
- (c) 活動計画書に基づいて、定住・定着に向けた活動に取り組むこと。
- (d) 地域おこし協力隊活動日誌及び地域おこし協力隊活動状況報告書を作成し、毎月町に報告すること。
- (e) 支援機関と共同で活動費使用実績報告書を作成すること。
- (f) 隊員活動の公表及び周知に努めること。

ウ 町

- (a) 隊員の募集をすること。
- (b) 委託契約に基づいて、隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で隊員及び支援機関にそれぞれ支払うこと。
- (c) 支援機関と隊員による活動計画書の作成を支援すること。
- (d) 隊員活動の公表及び周知を支援すること。

5 期間

支援機関と町の委託契約期間は、隊員の活動期間に準ずる。隊員の活動期間は、原則1年とし、3年を限度として期間を更新することができるものとする。

ただし、起業や事業承継等に伴う制度上の特例により最長5年まで延長される場合は、これに準じて期間を更新することができるものとする。

6 財政支援

隊員の活動費として町から支援機関に支払う委託料は、隊員1人当たり年額金2,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とし、月ごとの清算払いとする。対象となる経費は別表「市川三郷町地域おこし協力隊員の活動に関する対象経費一覧」のとおり。

ただし、隊員が活動期間の途中で退任した場合、清算済額が月割り額（契約金額を12で除し活動月数を乗じた額。ただし、1000円未満切捨て）を上回っていたときは、上回った額を町が返還請求することがある。

7 支援機関ごとの隊員数

原則として1支援機関につき1人の隊員を上限とする。ただし、設立につき町が出資した団体や町の公の施設の指定管理を受託している法人等についてはこの限りではない。

8 スケジュール

内 容	時 期
支援機関の募集開始	令和 8 年 10 月 1 日 (木)
応募書類の提出期限	令和 8 年 11 月 4 日 (水)
受入計画の審査・支援機関の決定 (※ 1)	令和 8 年 11 月 下旬
隊員の募集開始 (※ 2)	令和 8 年 12 月 月上旬
委託契約締結 (※ 3)	令和 8 年 3 月 下旬

※ 1 受入計画の審査の結果、受入計画の修正等を依頼する場合があります。

※ 2 新年度予算の成立を前提とした条件付き募集としてください。

※ 3 スケジュールは隊員の応募状況により随時対応します。

9 応募手続

(1) 提出書類

ア 市川三郷町地域おこし協力隊支援機関申込書 (様式第 1 号)

イ 事業計画提案書 (様式第 2 号)

ウ 隊員受入計画書 (様式第 3 号)

エ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類

これらが無い場合には、事業内容が分かる書類 (任意様式)

オ 直近の決算書等、財務状況が分かる書類

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

市川三郷町役場政策推進課に直接持参又は電子メールによる提出

(4) 提出期限

令和 8 年 11 月 4 日 (水) 午後 5 時必着

※ 提出先に直接持参する場合、受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までで、土・日曜日及び祝日は受付しません。

10 支援機関の選定

(1) 選定方法

ア 町の総合計画等の取組施策に則っていること。

イ 提出書類により、応募要件の具備のほか、事業の実現性や継続性、隊員への支援の内容などを確認します。

ウ 担当者によるヒアリングを行う場合があります。

エ 支援機関の事業計画に資する課が実施する審査により、支援機関を選定します。

※ 選定の過程で、提出書類の修正を求める場合があります。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(3) 選定結果の通知

支援機関事業者の決定後、応募者への直接通知および町ホームページへの公表を行います。

1 1 その他

(1) 提出書類は返却しません。(提出書類は、支援機関事業者の選定以外の目的には使用しません。)

(2) 書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。

(3) 支援機関に選定後、本募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合は、支援機関事業者の資格を取り消します。

(4) 隊員の受入れは、市川三郷町一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じる場合があります。

(5) 財政支援は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするもので、同要綱が改正された場合は、支援額に変更が生じる場合があります。

1 2 提出先・問合せ先

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

市川三郷町役場 政策推進課

電話番号：055-272-1103 メールアドレス：seisaku@town.ichikawamisato.lg.jp

〈別表〉市川三郷町地域おこし協力隊員の活動に関する対象経費一覧

費用区分	対象経費	対象外経費
①住居の借上げ費	・家賃(上限 50,000 円／月)	・家賃を除く居住スペースに係る費用（光熱水費、共益費、敷金礼金等）
②車両の借上げ費	・ガソリン代(上限 15,000 円／月) ・駐車場代 ・車両借上代(上限 30,000 円／月)	・車両購入費用 ・自賠責、自動車保険、税金、タイヤ交換代、修繕費、車検等の車両維持費
③活動旅費等移動に要する経費	・活動の実施又は活動終了後の定住及び活動継続のためのスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る移動経費（旅費）	・日当、食卓料 ・国外旅費
④作業道具・消耗品等に係る経費	・コピー用紙等事務用品 ・協力隊活動にのみ使用する機器に係る借上、購入費用 ・協力隊活動にのみ使用する電話の借上費用 ・活動に不可欠な特定業務ソフトウェア、一般事務用ソフトウェアの使用料、ライセンス費用等	・財産価値が生じるような備品購入費（取得価格 2 万円以上の物品）及び設備費（不動産や車両当の購入経費等） ・活動目的外に使用する機器、物品、消耗品
⑥通信運搬費等	・郵便料 ・配送料 ・活動に使用する電話、インターネット通信料	・居住スペースの電話、インターネット通信料
⑦その他	・研修費（上限 200,000 円／年） 上限を超える場合は、事前に町に相談すること ・活動に使用する場所の借上料（活動計画書に記載のある活動場所に係るものに限る）	・飲食、遊行、娯楽、接待の費用 ・人件費 ・人員募集のための広告宣伝費 ・利益等が含まれる経費